令和５年１２月１８日

審査結果報告書

大津市議会議長
竹内　基二　様

大津市議会政治倫理審査会
委員長　川口　正徳

令和５年１０月２７日付けで審査の付託を受けた件について、大津市議会議員政治倫理条例（平成２３年条例第６６号。以下「倫理条例」という。）第７条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　審査請求の対象となる議員の氏名

八田憲児議員、細川俊行議員及び笠谷洋佑議員

２　審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容

政治団体として届出を行っていない市議会の会派（新和会）が会費１万円を集めて「市民と語る会」を開催したことは、倫理条例第３条第５項の規定に抵触するとするもの

３　審査の結果

倫理条例第３条第５項に規定する政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反する行為があったとはいえない。

なお、審査の経過並びに審査請求者、審査対象議員及び大津市議会政治倫理審査会（以下「本審査会」という。）の委員の意見等については、別紙のとおりである。

別紙

１　審査の経過

本審査会は、令和５年９月２２日付けで林まり議員が議長に対し行った倫理条例第４条第１項の規定による審査の請求（同月２９日付け受理）に関し、倫理条例第５条第１項の規定により、同年１０月１３日付けで設置され、同月２７日付けで審査の付託を受けたものである。

本審査会は、倫理条例第５条第２項の規定に基づき、政治倫理基準に違反する行為の存否について公正かつ慎重に審査を行った。

審査の経過は、次のとおりである。

⑴　第１回会議（令和５年１０月２７日）

委員長及び副委員長を互選した後、審査請求書の内容、審査会設置の経緯、今後の事務の流れ等について確認した。そして、次回の会議において審査請求者及び審査対象議員からそれぞれ意見聴取を行うことを決定した。

⑵　第２回会議（令和５年１１月３０日）

審査請求者及び審査対象議員からそれぞれ意見等を聴取した。その後、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査し、採決した。

⑶　第３回会議（令和５年１２月１８日）

会議における審査の結果を踏まえ、審査結果報告書を取りまとめ、付託された事件の審査を終了した。

２　審査請求者（林まり議員）の意見等の要旨

令和５年９月９日付け京都新聞は、大津市議会の会派である新和会が同年８月２５日に市内のホテルにおいて政治団体の届出をせずに会費１万円を徴収し、参加者約３７０人を招いて市民と語る会を開催したことは政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）に違反する疑いがあると報じた。

続いて、同年９月１５日付け京都新聞、同月１６日付け朝日新聞及び同月１７日付け毎日新聞は、神戸学院大学の上脇教授が、新和会の八田憲児幹事長と細川俊行、笠谷洋佑両副幹事長の３人を、政治資金規正法違反の疑いで大津地方検察庁に告発したと報じた。

市民と語る会の内容は、市政報告と懇親会だとされているが、収支を伴う政治活動で

あるとの疑念が持たれる。

新和会は、市議会の会派であり、政治団体として届出がなされていない。

そのため、会費の徴収は、会場である市内ホテルに委ねたとしているが、主催者はあくまでも新和会である。

こうしたことは、飲食物の供与等その他の不正の疑惑が持たれる行為をしてはならないとする倫理条例第３条第５項の規定に抵触すると考える。

また、この新聞報道を受け、同月２１日に各会派の代表者による各派代表者会議が開かれ、市民と語る会の開催について経緯の説明を求められたところ、新和会の八田幹事長は、刑事告発されているため詳細については控えさせていただくと発言するのみであったと聞き及んでいる。

その結果、各派代表者会議を経ても、政治資金規正法違反の疑いで告発されるに至った市民と語る会の内容や収支は何も明らかにされず、市民の疑惑は払拭されなかった。

以上のことから、審査対象議員の本件の行為は、倫理条例第３条第５項に規定する「公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）その他の選挙に関する法令に定める寄附、飲食物の供与等その他の不正の疑惑を持たれる行為」に当たると考え、倫理条例第４条第１項の規定に基づき、八田憲児議員、細川俊行議員及び笠谷洋佑議員を対象として、審査請求を行ったものである。

３　審査対象議員（八田憲児議員、細川俊行議員及び笠谷洋佑議員）の意見等の要旨

⑴　新和会が政治資金規正法上の政治団体に当たるか否かについて

市民と語る会については、新和会として有識者に確認しながら慎重に事を進め、実施に至ったものであり、新和会は政治資金規正法第３条の政治団体及び第５条のみなし政治団体に当たらず、政治資金規正法上の政治団体ではないと認識している。

よって、政治資金規正法に違反する行為は一切行っていないと考えている。

なお、現在のところ検察や警察から何も連絡はないが、先日、大津地方検察庁が本件告発を不受理としたという報道があった。我々は不受理の理由を知らされていないが、少なくとも大津地方検察庁においては本件刑事告発について受理することが不適当と判断されたものと理解している。

⑵　市民と語る会を開催した経緯について

令和５年５月１６日に、会派総会において、コロナ禍により３年間新和会として市

政報告を実施できていなかったこともあり、市民の声を聞き、よりよく市政に反映するため、市政報告の後に懇親会の場を持ってはどうかと八田幹事長から提案を行った。

この提案に対して、議員それぞれから意見が出され、中には飲食を伴うことについて心配の声もあったが、最終的には会派の総意として開催することとなった。

また、法律に詳しい方々に照会したところ、市民からの寄附や会派からの飲食物の提供等は禁止となっているが、参加者が対価としての費用を支払えば問題はないことや、その費用についても、会派が会計を行うのでなく、全てホテル側に任せておけば、収支も発生しないし、政治資金規正法に抵触することもないとの回答を得ていた。

なお、市民と語る会の出席者は、新和会の所属議員がそれぞれの支援者に声をかけ、その結果参加を申し込んだ方々である。

⑶　市民と語る会の内容について

オープニングとして、開会前に新和会で作成した所属議員の自己紹介や抱負などをまとめた動画を放映した。

その後、開会の挨拶、所属議員の紹介、パワーポイントを活用した市政報告、来賓の挨拶、懇親会、閉会の挨拶を経て終了した。

⑷　市民と語る会における収支について

市民と語る会の経費については、事実として既に代表者会議において述べたとおり、ホテル側と協議し、１人当たり税込み１万円として、出席者全員が個人としてホテルに支払ったものである。

この１万円の内容は、飲食等、ホテルのサービスの一式をパックとしたものであり、ホテルが領収書を発行し、参加者に対して交付した。

会費の取りまとめについては、ホテルからの依頼により支援者にお願いしたが、単に会費を預かっただけで、そのままホテルに渡した。

受付終了時にホテルのスタッフがお金をホテルの金庫に保管され、会が終わった段階で金庫から出され、精算された。

このような事実関係から、参加者が支払った会費はホテルが全額領収しているのであって、新和会は金銭の流れに関わっておらず、その収支とは全く無関係である。

よって、倫理条例第３条第５項の規定に抵触するものでは一切ないと考えている。

4　委員間討議における委員の主な意見等の要旨

・　会費制で懇親会を開催した場合、そもそも参加者は自分が飲食をする分について自分で費用を支払って会に参加しているわけであり、審査対象議員は寄附を受けているわけでもなく、支出をしているわけでもない。会場費も含めて全てパックにして、透明な形で実施しており、問題はないと考える。

・　市議会の会派が政治団体か否かについては、我々の会派が議員活動をする中で政治団体かということであれば、政治団体ではない。我が会派も届出をしていないし、それはそうだと思う。しかし、今回問題になっているのは、市民と語る会と懇親会が同時になされたということであり、その活動が政治資金規正法上の政治団体として届出をしなければならないような中身だったのか否かということが問題になると思っている。

・　市議会の会派は政治団体でない、ないのにお金を支出したから政治資金規正法違反の疑いがある、という理屈で主張されているが、市議会の会派が政治団体でないなら、政治資金規正法は問題にならないというのが本来の形だと思う。また、本件の行為については告発がなされていたが、報道によると、その告発は大津地方検察庁によって不受理とされたという結果にもなっている。よって、今回の事案については、倫理条例には抵触しないと判断したい。

・　次期市長選に立候補を表明している現職の市長を来賓として招き、市政の報告だけではなく、その飲食の場で親しくいろいろお話をされたのだろうと思う。それ自体をいけないと言っているわけではないが、新和会が、次期市長選において現職の市長を応援することを表明した直後に、その市長が同席される会を企画するというのは、市民の目から見て、その先の選挙を見越した活動ではないのか、決起集会的なパーティーではないのかという疑問を持たれてもおかしくない。また、懇親会は、想定した参加者の数と実際の参加者の数に差が生じ、マイナスが生じる場合がある。この場合に、新和会が本来負担しなければいけないマイナスを、全てパックでホテルに委ねることによってホテル側が負担するということになるので、そういう透明性がないやり方をされたことに、やはり疑問を感じる。何にどれだけ使ったかということが明確になるのが本来であるのに、それらを全てホテル側にパックで委ねることによって、そういうリスクをホテル側に丸投げしたのではないかととられてもおかしくない。法律には違反していないかもしれないが、市民に疑惑を持たれてもおかしくなく、倫理条例に抵触するのではないかと判断する。

・　全てをパックでホテルに委ねたのは、基本的にはいわゆる寄附を伴わないようにしたいという思いから、１人いくらという中でやって欲しいということだと思う。また、全てをパックでホテルに委ねることについては、当然ホテル側も了解してなされたことであろうし、ホテル側もそれで採算が取れるという見込みでそのような契約になったのではないか。市民と語る会はあくまでも会派の活動の報告を趣旨とするものであ

り、内容からいっても、特に選挙において誰かを推す等の行為が事実としてなかったのであれば、これは政治団体としての活動ではないといってよいのではないか。

・　今回の審査会において市民と語る会の内容や収支が明らかになり、一定納得できる内容であったと思う。ただ、新聞報道を通じて市民に対して不安感、不信感を与えてしまうような出来事であったということを、我々は肝に銘じなければならない。

・　市民と語る会の活動は市長選に向けたものだったのではないかという指摘があったが、審査請求を行う以上は、例えばその会合の中でこういう発言があったとか、こういう式次第になっていたというような、疑念を裏付ける具体的な証拠をもって指摘をされるべきだと思う。市長が出席したという事実だけでそのようなことを指摘するのは少し行き過ぎではないか。

5　採決の結果

委員長を除く出席委員９人で採決したところ、結果は次のとおりであった。

⑴　政治倫理基準に違反する行為があったとする委員

杉浦智子

⑵　政治倫理基準に違反する行為があったとはいえないとする委員

奥村功、改田勝彦、草川肇、草野聖地、佐藤弘、竹内照夫、田中知久、森川えりな